

国立大学法人高知大学福利厚生施設貸付規則

平成16年4月1日
規則第92号

最終改正 令和5年4月7日規則第2号

(趣旨)

第1条 檜クラブ(学生ラウンジスペースは除く。以下同じ。)、岡豊会館及び厚生会館(以下「福利厚生施設」という。)の貸付けについては、この規則の定めるところによる。

(貸付目的)

第2条 福利厚生施設は、職員等の福利厚生及び宿泊等の用に供するものとする。

(管理者)

第3条 福利厚生施設の貸付けに関する責任者(以下「管理者」という。)は、檜クラブにあつては財務部長、岡豊会館にあつては医学部・病院事務部長、厚生会館にあつては農林海洋科学部長とする。

(借受者の範囲)

第4条 福利厚生施設を借受けすることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役職員及び非常勤職員
- (2) 本学に関係ある機関の職員
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた者

(貸付申込及び許可)

第5条 福利厚生施設を借受けしようとする者は、貸付申込書(別記様式第1号)をあらかじめ各管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の貸付申込の期間が長期にわたる場合、本学の事情により短縮できるものとする。
- 3 貸付けは、第7条第1項に規定する貸付料の納付をもって許可するものとする。
- 4 前項の許可を受けた者(以下「借受者」という。)が、その貸付日時を変更し、又は貸付けを中止しようとするときは、借受けの前日までに管理者に申し出なければならない。

(貸付許可の取消し)

第6条 管理者は、借受者が次の各号の一に該当するときは、貸付許可を取り消し、又は貸付けを中止させることができる。

- (1) 本学において使用する必要が生じたとき。
- (2) 申込書に記載した事項が事実と相違したとき。
- (3) 借受者がこの規則に違反したとき。

(4) その他管理者が貸付けさせることが不相当と認めたとき。

(貸付料等)

第7条 借受者は、別に定める貸付料を樗クラブについては財務部経理課に、岡豊会館については医学部・病院事務部会計課に、厚生会館については総務部物部総務課に前納しなければならない。

2 既納の貸付料は、原則として返還しない。ただし、前条第1号の規定により貸付許可を取り消し、又は貸付けを中止させた場合は、その全部又は一部を還付することがある。

(借受者の義務)

第8条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借受者は、第三者に転貸使用させないこと。
- (2) 借受者は、別に定める福利厚生施設使用心得を遵守すること。
- (3) その他管理者の指示に従って使用すること。

(損害賠償)

第9条 借受者は、故意又は重大な過失により施設、設備等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(休館日等)

第10条 福利厚生施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) その他本学が特に定める日

2 前項の規定にかかわらず、本学が特に必要と認める場合は貸付けすることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、福利厚生施設運営に関する細目その他必要な事項は、財務部長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月12日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第119号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第163号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第116号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和5年4月7日規則第2号）

この規則は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第5条関係）

受付用

第 号
年 月 日

福利厚生施設（樗クラブ・岡豊会館・厚生会館）貸付申込書

財 務 部 長

医学部・病院事務部長 殿

農林海洋科学部長

（申込者）

所属・職

氏名

高知大学福利厚生施設貸付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり借受けしたいので許可願います。なお、借受けにあたっては貸付規則及び貸付心得を遵守します。

記

借 受 目 的	
借 受 者 名	合 計 人 男 人 女 人
借 受 日 時	自 年 月 日（曜日）時から 至 年 月 日（曜日）時まで 泊
希 望 室 名	樗クラブ（特別室・普通室） 岡豊会館（洋室S・洋室T・和室） 厚生会館（洋室・和室・学生宿泊室）

- （注）1 申込みは、貸付月の3月前から受け付けます。
2 本学の職員以外の者の借受けについては、世話人（本学の職員に限る。）から申込みをして下さい。
3 和室の宿泊については、管理者が別に定める条件に基づき、許可することがあります。

部長	課長	課長補佐	担当係